

真庭市住生活基本計画策定業務に係る
委託業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 真庭市住生活基本計画策定業務に係る業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、真庭市住生活基本計画策定業務に係る委託業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、真庭市住生活基本計画策定業務に係る委託業務プロポーザルに関する次に掲げる事項について審議し、経過及び審査結果を市長に報告する。

- (1) 提案書等提出された書類の審査
- (2) プロポーザルの評価及び委託事業者の選定
- (3) その他委託事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、建設部まちづくり推進監、総合政策部長、生活環境部長、健康福祉部長、産業観光部長、建設部長をもって組織する。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、建設部まちづくり推進監をもって充てる。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 審査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査結果の公表等)

第8条 審査委員会は、非公開とする。

2 審査委員会における審議結果は、委託事業者を選定した後に公表する。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、建設部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。